

兵庫県戦略的データ活用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 2020年以降の目標・対策を定めた兵庫県地域創生戦略（以下、「次期地域創生戦略」という。）の策定に向けて、戦略目標（人口の自然増・社会増、GDP・GNI）等に係るデータの収集、活用方策についての議論等、現状の把握と方向性の検討に資するデータ整備に係る有識者による指導助言を受けるため「兵庫県戦略的データ活用検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 地域創生戦略目標(KPI)、マイクロデータ利活用やエビデンスに基づく政策立案(EBPM)等に関する指導・助言
- (2) 前号に掲げるもののほか、次期地域創生戦略の策定に関する事項に係る指導・助言

(組織)

第3条 委員会は、別表に定める委員及びオブザーバー（以下「委員等」という。）をもって構成する。

2 委員等の任期は、本要綱の施行の日から平成31年3月31日までとする。

(座長)

第4条 委員会に座長を置く。

- 2 座長は、委員等の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員等が、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は座長が招集する。ただし、第1回の委員会の招集については、地域創生局長が招集する。

- 2 委員等は都合により委員会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員等の出席とみなす。
- 3 本部が戦略を推進するにあたり必要と認めるときは、委員会に委員等以外の者の出席を求めることができる。

(旅費)

第6条 委員等及び第5条第3項に定める者が、委員会及び委員会に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。ただし、本委員会において別段の合意がある場合は、この限りではない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画県民部地域創生局地域創生課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月8日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

第3条に規定する委員等は次のとおりとする。

(五十音順(区分ごと))

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職
委員	笹嶋 宗彦	兵庫県立大学社会情報科学部準備室准教授
	中村 健太	神戸大学大学院経済学研究科准教授
	萩原 泰治	神戸大学大学院経済学研究科教授
	古隅 弘樹	兵庫県立大学経済学部准教授
	勇上 和史	神戸大学大学院経済学研究科准教授
オブザーバー	谷道正太郎	総務省統計局統計データ利活用センター長